

Title	<翻刻>三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収古今注
Sub Title	
Author	館野, 文昭(Tateno, Fumiaki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2014
Jtitle	三田國文 No.59 (2014. 12) ,p.80- 95
JaLC DOI	10.14991/002.20141200-0080
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20141200-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〈翻刻〉三康文化研究所附属三康図書館蔵

『為和秘抄』所収古今注

館野 文昭

はじめに

三康文化研究所附属三康図書館所蔵の『為和秘抄』は、冷泉為和撰『題会之庭訓』と為和改編本『和歌会次第』、そして佚名の『古今集』注釈書（以下、「古今注」と略称する）を合写する写本である。この三番目に書写される古今注は、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、二〇〇七）にも未載のものであり、『為和秘抄』に触れた先行研究^①においても言及されていない。

しかし、別稿で検討したとおり、『為和秘抄』所収の古今注（以下「本古今注」と呼ぶ）は、室町期冷泉家・冷泉流の古今注説を考える上での、貴重な資料と考えられる。ここにその全文を翻刻紹介する次第である。

猶、本古今注については別稿にて考察を行っているので、詳細は別稿に譲り、本稿では必要最低限の再説と補足を行う。

一、三康図書館蔵『為和秘抄』書誌

まず、本古今注を収載する三康文化研究所附属三康図書館蔵

『為和秘抄』（函架番号5・1233）について述べる。

装丁は袋綴装、一冊。五針眼。江戸時代前中期頃の書写と見られる。先に述べたとおり、①（題会之庭訓）②（為和改編本）『和歌会次第』③（佚名古今注）の三書目を合写する。

表紙は原装斜方格子渋引表紙（二十三・〇×十七・四糎）。

外題は表紙左肩に「為和秘抄」（本文と別筆）と打付墨書される。この題はこの本に元々存したのではなく、享受者が、奥書等を参考にして付けた題であると考えられる。内題は、①ナシ、②「和歌会次第後撰家説」、③ナシ。

遊紙は前後各一丁。料紙は楮紙。每半葉十行。字面高さは①本文（「一」を含まず）約十八・四糎、②本文約十七・三糎（項目名は本文より約二字上げ）、③本文（「一」を含まず）約十八・七糎。

墨付丁数は全三十四丁で、三書目の内訳は、1丁オウ12丁ウまでが①、13丁オウ19丁ウまでが②、そして20丁オウ34丁ウが③となっている。

1丁オに、「柳原庫」（朱・陰刻・長方・子持杵・篆）、「大橋／圖書／館印」（朱・陽刻・方・単杵・篆）、「安田家寄附特

別図書」(朱・陽刻・長方・子持梓・隸)、「原/田」(朱・陰刻・方・单梓・篆)の三種の印記が存する。三康図書館には柳原家旧蔵の古典籍(主に歌書)を多く収蔵するが、本書はその一つである。

奥書は、①「如何様与風罷下以拝顔猶々御不審之儀可申候披露博士は去年注進之間/只今注不進候/為和/藤澤御同宿中」(本奥書)、②「此一巻乍斟酌御懇望之間以庭訓之旨奥注進候家明鏡深可被禁/外見者也/右衛門督為和(花押)/藤澤御同宿中」(本奥書)とある。③には奥書は無い。①②については、同様の奥書を持つ為和自筆本が遊行寺に現存し、既に川平ひとし氏により翻刻紹介が為されているので、本稿では、③のみを翻刻する。

二、本古今注について

はじめに述べた通り、本古今注については、別稿にて考察を行つている。その要点を示せば、次の通りである。

本古今注は、序注の「煙たゝず」の不立説や「ならの御時」の聖武説を見れば容易に判る通り、冷泉流の立場でなされた注である。室町後期〜近世初期頃の冷泉家説を含んでおり、宗匠家と無縁に生成した注では無くて、為広(一四五〇)〜一五二六)以後の冷泉家において實際行われていた注説が核となっているようである。しかし、必ずしも本古今注の全ての注説が宗匠家説という訳ではないようである。冷泉家当主の注説を伝授された者が、その説を中心として、周辺で行われていた説をも併せてまとめたものではないかと考えられる。冷泉為和(為広

男、一四八六〜一五四九)の著作と合写されて伝わること等を勘案すれば、核となっているのは為和の伝授した注説ではないかと推測される。何れにせよ、冷泉家説を伝える古今注は少なく、本古今注が貴重な資料であることは間違いない。

以下、紙幅の都合により別稿にて検討できなかった点につき、補足を加えたい。

三、清濁・読み癖を主眼とする注

本古今注は清濁・読み癖注記に主眼を置いた注である。こうした注釈の方法は、古くから重要視されたものである。中世期に成立した古今注を見るに、清濁、読み癖注記を核とする注は決して珍しいものではない。菟患(一四三〇)の『古今声句相伝聞書』や細川幽斎(一五三四〜一六一〇)『古今清濁口訣』等がこれである。菟患は、二条為世の高弟として知られる頼阿の曾孫である菟孝より常光院流の歌学を継承した歌人である。また幽斎は三条西実枝(実隆孫)から二条流の古今伝授を受けている。今挙げた二書は、いずれも汎二条流の歌学書ということになる。特に『古今声句相伝聞書』は本古今注に先行する、清濁・読み癖注を中心とする古今注として注目される。そうすると、本古今注が『古今声句相伝聞書』の影響下に成っている可能性も生じる。本古今注と、同類の方法を取る二条流の古今注の間には、影響関係が認められるか否かを検討してみた。本古今注・『古今声句相伝聞書』・『古今清濁口訣』の三種の古今注の、巻第一分について、被注語及び清濁注の施されるポイントを比較してみると次の通りである。

【巻第一被注部】

『為和秘抄』所取古今注	古今声句相伝聞書	古今集清濁口訣
<p>3 春霞</p> <p>29 たつきもしらぬ</p> <p>39 くらふ山</p>	<p>2 袖ひちて</p> <p>3 はるかすみ</p> <p>3 いつこ</p> <p>6 花とや見らむ</p> <p>7 ふかくそめてし</p> <p>7 さきのおほきおほい</p> <p>8 みやすんところ</p> <p>8 正月三日</p> <p>8 給ける</p> <p>9 ことなお</p> <p>12 ささいのみや</p> <p>15 ものうかるねに</p> <p>25 わかせこ</p> <p>26 春しもそ</p> <p>30 しらくも</p> <p>33 梅そも</p> <p>39 くらふ山</p>	<p>8 春宮の御息所</p> <p>9 言直</p> <p>14 棟梁</p> <p>29 をちこちのたつきも</p> <p>30 凡河内躬恒</p> <p>34 やとちかく梅の花うへし</p> <p>36 東三条の左のおほい まうち君</p> <p>39 くらふ山</p> <p>43 水のほとりに梅花さけりけるをよめる</p>

<p>53 たへて桜の</p> <p>57 おなし昔にさくらめと</p>	<p>56 はなさかりに</p> <p>58 誰しかもとめて</p> <p>68 亭子院</p>	<p>43 春ことに…</p> <p>44 年をへて…</p> <p>46 梅かゝを袖にうつしとゝめては</p> <p>56 みわたせは柳さくらをこきませて</p> <p>57 色も香もおなし昔に</p> <p>58 たれしかもとめておりつる春かすみ</p> <p>61 弥生にうるふ月有りけり</p> <p>63 さえずはありとも花と見ましや</p> <p>65 いさ宿かりてちるまてはみん</p> <p>68 亭子院の哥会の時よめる</p>
--------------------------------------	--	--

※本古今注及び『古今集清濁口訣』で清濁が問題となつてゐる所に傍線を付した。『古今声句相伝聞書』の声点は清濁と関わらない部分にも施されるわけであるが、声点の施される字、及び清濁注記の存する文字に傍線を付した。

※『古今声句相伝聞書』は掲出本文を新編国歌大観番号順に並べ変えた。

※『古今声句相伝聞書』には「第二篇」と称する語注部分が存するが、省略した。「第二篇」巻第一注で古今注と関わるの

は二九番歌「たつき」（声点はナシ）のみ。

『古今集』において、清濁・読み癖が問題となる部分はある程度限定されるので、被注語が重なってしまうのは必然と言える。そうした事情を差し引いて右の比較を見ると、本古今注と他の二書との間には、特に関連性があるようには見えない。例えば、本古今注の注釈者が「古今声句相伝聞書」を見ていたのならば、もつと多くの語に注を付けていると思われる。巻第一のみの比較であるが、影響関係は特に無いと断じて良さそうである。本古今注は、二条流の既存の古今注とは無関係にして成立したものであろう。また、本古今注が二条流の書に影響を与えた可能性を想定する必要も無さそうである。

その他、調査の限り、本古今注と直接の影響関係を指摘できる古今注は確認出来ていないので、本古今注の独自性は高いと言える。

四、為和関連古今伝授資料との比較の意義

先述の通り、本古今注の注説は冷泉家説とそうでない説との両方を含むことになる。本古今注は、冷泉為和の伝授を受けた者が、為和より伝えられた冷泉家説を核として、周辺で行われている説を併せてまとめたものであると考えるのが一番無理が無いように思われる。ただし、本古今注の生成に為和の注説が関わっているという確実な証拠があるわけではない。それ故、本古今注と為和撰述の古今注の比較を行うのが望ましいと言える。本古今注の冷泉家説が為和による説であるという推測が妥

当かどうかの判断や、さらに冷泉家説と非冷泉家説との弁別の手掛かりになると思われるからである。

残念なことに、冷泉為和が確実に記した古今注というものは確認出来ない。ただ、為和の古今伝授説を伝えるものとして、川平ひとし氏が紹介する古今伝授資料がある。東京大学史料編纂所蔵正親町家本『冷泉家切紙』（正親町家本12-111・1-23）は、「為和から仏天を中心とする時宗の和歌好士に相伝された切紙十五通を中核として、それらに付属するか関連するかしていた切紙のつけ加わったもの」であるが、この切紙の内、為和の署名があるものは、為和の所為と考えて良いだろうと思われる。この資料は、本古今注の考察に資するものなのだろうか。少し考えてみたい。

古今伝授の三木の一つとされる「をがたまの木」（四三一番歌詞書）説を見てみたい。まず、本古今注の「をがたまの木」注は次の通り。

一、ヲカタノ木 二条家二ハ、カ。朽木ノ説モ有。年木トモ、又柳トモ、皆異説也。ヲタマ木用之。（以下は和歌本文の注なので省略）

この木について諸説を挙げ、「皆異説也」と否定した上で、「ヲタマ木」説を探ると言っている。この「ヲタマ木」説は、木名のつゝきにかきならへたれば、うたかひなき木の名とみゆ。されとちかき世にさる木ありといふ人なし。古哥とて

おく山にたつをたま木のゆふたすきかけておもはぬ時のまそなき

この哥ふるくきこゆる。もし字ひとつを略していへるにや。〔僻家抄〕

という定家の説を踏襲しているものと思われる。江戸初期の冷泉家説を伝える『良恕親王注』(曼殊院蔵『古今抄』)も『僻家抄』の説をそのまま引いている。また、広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』の行間書入は、為和の伝授を受けた者の所為と考えられるものであるが、そこにも、「家に昔より是をしらず。狭衣にたつをたまきなど云体の事を略したるやらんと中納言入道殿も被仰」と『僻家抄』を踏まえた記述がある。これが冷泉家における正説であることは明らかである。

一方、正親町家本『冷泉家切紙』を見ると、次の二通の切紙において、「をかたまの木」に関する秘説が見られる。

○正親町家本『冷泉家切紙』⑭(「為和」と署名あり)

一ヲカ玉ノ木

家々説マチノ也。更以不知正

義。或哥ニ云ク、

玉柏ヲカタマノ木ノカ、ミ葉ニ

神ノヒモロキソナヘツルカナ

柏ノ葉ハ丸ケレハ鏡葉トイヘリト

云々。用此儀

家ノ伝云、帝御即位ノ時ミカサ

山ノ松ノ枝ヲトリテ、長三寸、マハリ五

一ヲカ玉ノ木ト申ハ、カタマノミカリニ鳥ヲ
付テ奉ルトシト云木コレ也。
寸ニケツリ、御守ヲ山ニ奉書テ以朱

カケサセマイラセテ、御即位過テ後、

尚以秘スヘシ。右ハ小書ニコレヲノコス。

彼御守ヲ種々タカラ物ニソヘテ、サテ

三ノ内イシモ其ノ罪ナキニ非ス。
帝ノ生氣ノ方ノ土ニ埋之也。此木

コレヲオモヘ、次箱ノニ奥ヲ本ニス。
ヲハ御賀玉ノ木ト云候。一子也トモ非其

器不可伝之者也。

○正親町家本『冷泉家切紙』⑳(「為和」と署名あり)

一、をかたまの木 春日山ノ木也。

諸々の状況から、ここに掲げた⑭と⑳は一連の切紙と考えられるが、⑭と⑳とはそれぞれ別の説が述べられている。ここから、切紙伝授に際しては、同じ人物が状況に応じて別の説を述べる場合があるということが判るのだが、共に冷泉家説と考えられる本古今注の説と異なる。

以上の点から、やはり切紙で伝授する説はあくまで秘伝で、通常の注説とは別次元のものと考えた方が良いと思われる。本古今注が伝える冷泉家説は、切紙での伝授に至る前の、初歩的な段階の説と見るべきであろう。ということは、この資料は、本古今注と為和説の関係の検証にも、冷泉家説の弁別にも、あまり役に立たないことになる。

猶、本古今注の核となつている説を為和説と想定した先の推測が正しければ、本古今注の注釈者は、為和から、『題会之庭訓』ならびに(為和改編本)『和歌会次第』の伝授までは受けたが、切紙伝授を受けるまでには至らなかつた者と思量される。

五、九六一番歌「ひな」の注をめぐって

本古今注の特徵的な注として、九六一番歌の注について見てみたい。本古今注の注説を見る前に、まず『古今集』⁹¹番歌の「ひな」という語について、一般的な説として『顕注密勘』を引用する。

〔顕昭注〕ひなのわかれとは、ひなとはる中を云也。ひなのわかれにおとろへたと云は、ひさしくる中にこもりあてと云也。万葉には夷と書てひなとよめり。花夷とかきては、花をみやことよめは、夷をる中とはいはれたり。されとまちかくくにをひなとよめる哥はこゝろえず。…(後略)
 (定家密勘) む中を夷と云、華夷之心可然。万葉 おほきみのみことかしこみあまさかるひなをさめにとあま^さとりのあさたちしつゝ、とをき国をいはん事、有其謂歟。

『顕注密勘』は六条藤家の顕昭の注に定家が勘注を加えたものであるが、定家が関わった古今注として、後世強い影響力を持つようになる。当該歌の「ひな」という語に関して、顕昭が「ひなとはる中を云」として、「万葉には「夷」と書てひなとよめり」と述べている。定家もそれに賛意を示し、「む中を夷と云、華夷の心然るべし」と補足している。「ひな」という語の解釈、漢字表記については、この注で問題無く、これ以上別説を挙げる必要は無いように思われる。実際に以後の古今注も「ひな」は「夷」で「田舎」のこととするのが一般的な説となっている。せいぜい「鄙」という漢字表記が言及される程度である。

それでは、本古今注がこの「ひな」という語をどのように注釈しているか、確認してみよう。

思ヒキヤヒナノ別ニ衰ヘテアマノナハタキイサリセントハ
 ヒナハ日無ト書。天子ノトヲキ心也。アマノナハタキト
 ハ、ナハタクル義也。

全く別の説で、「夷」でも「鄙」でもなく「日無」と書き「天子ノトヲキ心」であるとす。あまり見慣れない説であるが、「ひな」に「日無」という漢字を無理矢理に当て、強引に解釈するかのような説で、とても定家の子孫である宗匠家の当主らしからぬ説となっている。実際、『良恕親王注』の当該歌注を見ると、「ヒナトハ夷也。田舎ノ事也。アマザカルヒナトモ読リ。アマザカルトハ万葉集ニ天離ト書也。ナワタキトハ繩ヲタクル義也。然間タクト書古本アリト云リ。不用。タキ・タク同五音也」となっており、「日無」説は影も無いので、これは冷泉家説というわけでは無いようである。

「ひな」を「日無」とする古今注を見つけることは困難なのであるが、この説は古今注以外の場所で見ることが出来る。清原宣賢(一四七五〜一五五〇)『日本書紀抄』⁹²がそれである。『日本書紀抄』下「阿磨佐箇屢避奈菟謎迺…」歌謡注をみる

天ノ君ノマシマス処ハ天也。マシマサヌ処ハヒナ也。天ニ
^{トホキヤリ}遠ニ夷中ニツイテキルト云義也。辺土ヲヒナト云ハ、
^{ヒナキ}日無也。天子ノ御徳ハ日ノ如シ。辺土ハ天子ヘ遠テ日ノ光
 ノ及ハサルカ如シ。故ヒナト云也。¹³⁾

とある。傍線部で述べられる説は、詳述した形となっている

が、「ひな日無」説を採り、本古今注と同説である。¹⁴これは歌学書類では見出し難い説であるが、神道流の学書を見ると、吉田兼俱（一四三五〜一五一一、宣賢の実父）『日本書紀抄』第二には「避奈ハ夷也。天ニトヲザカツテ、日モナイ、夷中ノヤウナゾ。…（中略）：阿磨佐箇屢トハ、天ニトヲザカルゾ。天照大神ノマシマサヌ処ヲバ、避奈ト云テ、夷中也。天子ノ御座アル処ハ都也。避奈ハ、日ノ光ナイ処ノ義也。…（中略）：避奈ハ無日之出葉也」とあり、また兼俱『神書聞塵』にも「天照神ノマシマサヌ処ヲバ、ヒナト云ハウゾ。一天ノ君ノマシマス処ハ天ゾ。マシマサヌ処ヲバ、ヒナト云ゾ。日ノナイヤウナド云心ゾ」と見える。宣賢『日本書紀抄』ほどの一致度は高くないものの、本古今注の「ひな」説と類似の説が述べられているのが注目される。本古今注の注釈者が宣賢『日本書紀抄』を参照したか否かは不明であるが、本古今注の採る「ひな日無」説というのは、古今学・歌学では無く、恐らくは神道流の学問において生成した説であろう。本古今注は、古今注以外の古典注釈の説を取り入れているという点でも注目することが出来るのである。

おわりに

以上、様々な観点から本古今注について見てきたが、まだその性格が十分に判明した訳では無い。本古今注の核となっているのが為和説であると考えているが、それも明確な徴証がある訳で無く、検討の余地を残すものと思われる。¹⁵今後他の資料との比較を通じて、その性格について吟味してゆく必要がある。

末筆ではあるが、貴重な資料の翻刻掲載の許可を下さった三康文化研究所附属三康図書館に深謝申し上げる次第である。

注

(1) 川平ひとし氏「清浄光寺蔵冷泉為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について」（『中世和歌テキスト論』笠間書院、二〇〇七）付属CD-ROM所収。

(2) 「室町期冷泉流古今学に関する一資料―三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収の古今注をめぐって」（『藝文研究』107、二〇一四）。

(3) 川平ひとし氏注(1)所掲論文。同論考において、三康本については次の如く言及される。

三康本は、本文・奥書を含めて遊行寺本と一致している。ただし、「改編本」末尾の署名だけは「右衛門督為和（花押）」とあって遊行寺本と異なる。為和は永正十二年（一五一五）七月二十六日、右衛門督に任ぜられて以降、天文十年（一五四一）三月一日、民部卿に任ぜられるまで同官にあつたから（公卿補任）当然右の期間に、当の書名を自記しえたはずである。この書名を信ずれば、為和は遊行寺本とは別に、それと全く同内容の、しかも宛先を同じくする一本を署名部分のみ違えて写し置く折があつたことになるであろう。ただしこの署名に後人の作意が働いていたとなれば、右のような場合を想定する必要はない。三康本は江戸中期写本。本来存したと見られる注記を欠くなど、僅かに本文はあつた可能性を留保しておくべきことを促す一本として注意される。

(4) 清濁の別で語義が確定する場合は、当然清濁に関する注記は重要な意味を持つ。しかし、清濁の別が解釈にあまり関わらないような語において清濁が問題となる場合がしばしばある。それについて、

遠藤恭基氏『読み癖注記の国語史研究』（清文堂出版、二〇〇二）は、「清か濁かの読み癖を知識として持っているか否かを判別する一種の「踏み絵」的存在であったためであり、その知識を持っていることがステータスとして権威と結びつくことになった」（二三頁）と述べ、「流派・家説の区別を明確にする手段として重視され」（四五頁）たと論じる。

(5) 尊経閣文庫蔵の堯惠自筆本（361・15）に拠る。国文学研究資料館所蔵の紙焼写真版C11933を利用。

(6) 『古今集清濁』（ノートルダム清心女子大学古典叢書第三期17、福武書店、一九八四）に拠る。

(7) 川平ひとし氏「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」（前掲書付属CD-ROM所収）。

(8) 東山御文庫蔵本『案秘』（川平分類では一類本）に拠る。『アクセント史資料索引』20所収の坂本清恵氏の翻刻を利用。

(9) 『曼殊院蔵古今伝授資料』第四巻（汲古書院、一九九一）に拠る。広島大学文学部国語学国文学研究蔵本（大國/86）に拠る。慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵紙焼写真G二六〇七一二を利用。この伝本については、日高愛子氏「広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』について」（『古代中世国文学』25、二〇一〇）に詳しい。

(10) 『慶應義塾図書館蔵・室町末期』写本（214・226・1）に拠る。

(11) 『天理図書館善本叢書』所収の所謂後抄本手控に拠る。先抄本手控も傍線部に関しては同文。

(12) この『日本書紀抄』の注説は、吉田兼石『日本書紀歌註』（東北大学狩野文庫・第四門一〇四六三）にもそのまま引き継がれている。

(14) 本古今注において言及される「日無」説が冷泉家正説でないことは明らかであるが、この説が、為和の伝授した説である可能性は皆無ではない。というのは、為和と宣賢との間には学問的接点が残る。天理図書館蔵吉田文庫蔵『八雲神詠四妙大事』（81・257）奥書によると、清原宣賢は、大永六（一五二六）年、八雲神詠秘訣の切紙を、冷泉為和に授与したという。また、京大本『新古今注』（4

— 23・シ1—清家文庫）は上冷泉家の本を宣賢が書写したものである。両者の間に学的交流があったことが窺える。また、『良恕親王注』が宣賢『日本書紀抄』先抄本手控を利用しており（野上潤一氏の御教示に拠る）、冷泉家歌学と宣賢『日本書紀抄』との関係は注目されることである。以上を勘案すれば、為和が宣賢から「日無」説を聞いていた可能性があり、それを冷泉家の古今学の展開に利用した可能性も十分に考えられるのである。ただし、仮にそうであったとしても、『良恕親王注』は「日無」説を全く無視しているので、冷泉家説として定着はしなかったようである。猶、天理図書館蔵吉田文庫蔵『八雲神詠四妙大事』奥書については海野圭介氏「吉田神道と古今伝授―八雲神詠伝」の相伝を中心に」（伊藤聡氏編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、二〇一一）に詳しい。

(15) 清原宣賢には「詞源略注」という歌語注釈書がある。そこでは「ひなのわかれ」「ひなの都」という語について注が存するが、「日無」説には言及が無い。『詞源略注』の「ひなのわかれ」「ひなの都」注は次の通り。

ヒナノワカレ 河云、井中ノ別也。或物云、南海ニ一ノ鳥アリ。雛ヲソタテ、成長ノ時オキヘツレテハナツ也。其後互ニ行来ヲ不知。其義ヲヒナノ別ト云也。案之、漢朝之故事歟。孔子在衛聞植山之鳥。生四子羽翼既成、将分離、悲鳴以相送トイヘリ。是ヲ四鳥ノ別ト号ス。詩ニモ別離ニ作来レリ。此事歟。

ヒナノ都 袖十三云、アマサカルヒナノ都ニアメヒトシカクコヒスライケルシルシアリ。順昭云、ヒナハキナカ也。ミヤコハ京也。アメヒトシハ天齊也。然者ヒナノソラト都ノソラト同トヨメル歟。コレハ家持カ越中ノ国ニテ作也。ヒナト都トハ一ツソラニアルニ、我ヒナニキナカラ都ヲコフルモイキテアルカモ也。（古典文庫本）

(16) 『吉田叢書』に拠る。

(17) 『神道大系』に拠る。

(18) 『題会之庭訓』や為和改編本『和歌会次第』等歌学書の編纂を行

い、また地方において古今伝授を行った為和の事績を考慮すれば、地方で伝授した為和注説が本古今注の核となつていると考えるのは、いかにも自然な考えではあるうけれども、断定は不可能である。

※本文の引用に際して、一部私に表記を改めた。

【凡例】

- 1、三康図書館蔵『為和秘抄』（函架番号5／1233）の二十丁才から三十四丁ウまで翻刻した。翻刻に当たつては底本の体裁を保存することに努めた。
- 2、丁移り、面移りは「」で示した。
- 3、底本には文字の右肩若しくは左肩に付される文字の清濁を示す圏点（濁点「㊦」）（不濁点「㊧」）については、（濁）（清）を文字の左右に付することで示した。ミセケチは取り消し線「—」で示した。
- 4、漢字は「哥」等の一部を除き、原則として現行の字体に改めた。またカタカナについては、「子」は「ネ」、「一」は「コト」、「メ」は「シテ」、「厩」は「トモ」に改めた。
- 5、歌注部分の被注歌（詞書・作者）の新編国歌大観番号を下記に示した。複数の歌に登場する語句については、配列上最も適当と思われる歌番号を付した。

【翻刻】

序之分

- 一 チリヒチ イチト読ニ条家ニハヒチト読テ

塵ト泥ノ事也

- 一 王仁 ニント読 二条家ニハ王ニト読

- 一 アサカ山 嘉禄本ニハ哥アリ

- 一 ウネメ ベト読

- 一 カツラキノオホキミハ諸兄公也 ツカサコトヲロ

- 一 ソカナリトテスサマシガリケレハ

- 一 カラノウタ 毛詩也

- 一 恋シキコトニ

- 一 山桜アクマテ ノ哥ハ平兼盛カ哥也公任ノ

- 時代也

- 一 神ニツクル

- 一 色コノミ

- 一 花ヲソフトテ サソフ心也

- 一 煙タ、ス 立ノ字也祝言ノ心也二条家ニハ

- 不断ノ心也

- 一 ナカラノ橋モツクル也 作也二ハ尽ノ字也

- 一 ナラノ御時ヨリ 聖武也二ハ文武也是ハ

- 延喜マテハ二百九年也顯昭ハ平城ト注ス

- 一 是ハ延喜マテハ九十三年也

- 一 アマキル

- 一 おうな はねて読ヘシ末ノモ同シ

「 20ウ

「 20オ

文屋ノヤスヒテ
御国忌 震ノ谷非名所ニ也

ソトホリヒメノ流也 リウト説也二一ニハ

タクヒト読細注貫之カトモ又公任ノトモ申也

色ミヘテウツロフモノハ テノ字濁ル也

イニシヘノコトヲモワスレシ シノ字濁ル也

カヒノサウクハン サクハント説 オフシカフチ 21オ

オツシト読ヘシ

エラハセタマヒ エラマレトヨム末モ同シキ也

マクラコトハ、 ハノ字濁ルヘシ

タナヒク雲ノタチキ 句ヲキリテナク鹿ト

ヨムヘシ

アモナルヤヲトタナハタノウナカセル

シタテルヒメノ哥也末多シ略之

哥分右ノ清濁用之

第一

春霞 上ノ五文字ニテハ清 腰ニテハ濁ル義モ有 21ウ

タツキモシラヌ 皆スムモアリソレハ木ノ心有也

クラフ山 タヘテ桜ノ

オナシ昔ニサクラメト 此ハサフラヘト、云心也

春下第二

ソウク法師 暮ナハナゲノ此ハ無ノ字也
アツラヘツクル 今モカモハカクソト云心也

旅寝シテシカ スンテモ願フ心也

花ツミヨリ帰リケル女トモヲ見テ折コトヲ云

又落花ナントヲモヒロフヲ云也 22オ

夏部第三

山時鳥折ハヘテ 折ニアフ心也

ヨタ、ナクトハ 終夜ヲ也

雲ノイツラニ月ヤトルラン用之

秋部第四

ウラメツラシキ ウラ別ニ心ナシ

早苗トリシカ コソトイヘハ必ス澄也

アサセシラ浪 知ヌ心ハナシ

キリくゝス 清輔説ハ上ヨリイフ当流ニハ

下ヨリ啼ツルナヘニ日ハクレヌトナヘニハカラニ也 22ウ

暮ヌトノトノ字当流ニハ第四ノ頭ニトラフ

六条家ニハ第三ノ下ニ付ル也

イナオホセ鳥 雀鳥水鷄鶴馬ナト

説多当流ニハ庭タ、キ用之

秋萩ニウラヒレヲハ足引ノ山下トヨミ鹿ノ

鳴ラン ウラヒレ重煩ト書也 216

57

39
53

29

3

75
95

99
121

132

126

150

160

166

171

172

177

196

204

208

216

右書
車ニ物ヲイヒツキテ

┌ 25才

405

羈旅部第九

ヤソシマカケテ 出羽ノニテハナシオキノ国ノ也

407

カラ衣キツ、ナレニシ妻シアレハ ツマハタヨリ也

410

シモツフサ

411

ヒト、セニ一度キマス君マテハ 此ハ七タヲ待也

419

又ハ此ハ待テハ也マテハ此ハ異説也

421

タムケニハツ、リノ袖 桑門ノ衣也又ウツクシ

422

キ衣也用之キルヘキハ切ノ字也

423

物名部第十

ウクヒス ヒヲイトヨム也

┌ 25ウ

422

鳴ナル声ノ人ヲトヨムル トカムル心也

423

アナウメニ ウキト云コト也

426

カツケトモ浪ノナカニハサクラレテ

427

ヲカタマノ木 二条家ニハカ朽木ノ説モ有

431

年木トモ又柳トモ皆異説也ヲタマ木用之

432

アハラカタマトハラハ助字也カハヤ也

433

ヤマカキ アフヒカツラ 葵桂ニツ也

435

クタニ トクタミ用之又岩藤トモ又川ニ松ニ

436

似タル草トモ牡丹トモ

436

サフヒ シヤウヒ也 薔薇ト書

┌ 26才

436

リウタンノ花 龍胆ト書

442

ケニコシ 牽牛子也

444

メトニケツリハナサセリケル 飛鳥トハ黄蓍也

445

瓶子ノ類也用之軒椽ツクリ花也

447

ヤマシ イチシ也イチコノコトシノ葉用之

448

カラ萩 木萩也

449

カハナ草 カウホネ也

450

サカリコケ サルヲカセ也又手向草トモ蘿也

452

カハタケ 筆ノ軸ニナス竹ノ類也又川辺ニ

453

アル竹トモ

454

タレカワラヒト イサ、メニ

457

イカ、サキ 河内ニ有カラサキ 同所

458

アホノツネミ アヲトヨム

463

カツラノミヤ ヲキヒ

466

恋部一第十一

吉野河いは浪たかく行水もはやくそ人を思ひ

471

そめてし トクヨリ也

471

白浪ノ跡ナキ方ニ行舟モ風そタヨリノシルヘ

476

ナリケル 此ハモノ字ニテ恋也

476

右書
右近ノ馬場ノヒヨリノ日 五月五日

┌ 27才

476

左近ノ荒手結四日右近ノアラテ結五日

左近ノ真手結六日右近ノマテ結ト云コト

有ヒヲリノコト天照太神影向トモ又天子

賀茂ノ祭ノ日階ヲ三下リサセ下リ

給フ此ヲ日ヲリトモ申ス又内侍所行幸ノ

故トモ皆異説也当流ニハ隨身カチノシ

リノナカキヲ引ラル此ヲヒヲリト申ス也

山下水ノ木カクレテタ^(音)キツ心ヲ

一 ヨシノ川岩^(音)キリトラシ

一 イテ我ヲ^(音)ユタノタユタ ユラル、也用之

一 又ユラカユルニ手タユキト云説アリ

一 タネシアレハ岩ニモ松ハ生ニケリ恋ラシ恋ハ

一 アハサラメヤモ

一 心カヘスル物ニモカ^(音)

一 ヨソニシテ恋フレハクルシイレヒモノ 袍^{カチ}ノエリニ有

一 奥山ノスカノネシノキ ヲシフスル也ケヌトカ

一 死ストカ也

恋第十二

右音
一 シモツイツモテラ

一 打ヌルナカニ行カヨフ 夢ノタ、チ^(音) 直路也

一 水カクレテ 水隠也

┌ 28
└ 才

┌ 27
└ ウ

565

558

556

551

541

540

512

508

492

491

冬^(音)河ノウヘハ氷レル

一 ネサシト、メヌウキ草ノ

一 恋シナハタカナハタ、シ

恋第十三

一 篠分シアサノ袖 朝ノ字也

一 ナカシトモ思ソハテヌ昔ヨリ合人カラノ

一 ヲノカキヌくナルソ侘シキ ヲノく心く也

一 明ヌトモカヘル道ニハコキタレテ トハカキタレテ也 28ウ

一 ケサハシモオキケルカタモ知サリツ 霜ニ云カクル也

一 人ヤルスヘナクテ ヤルヘキヤウモナキ心也

一 ヲ人サタメヨ

一 サヨ更テ天ノト渡ル月影ニ 天ノ御門ウネメニ

一 下サル君カ名モ我名モタテシ難波ナルミツ

一 トモイハシ 二条家ニハミツトモ

一 花ス、キホニ出テ恋ハ

一 思フトチヒトリくカ恋シナハ

一 夢チヲサヘ二人ハトカメシ

恋第十四

一 ツノクニノナニハ思ハス 是ハ名ハカリニハイハシ唯

一 常ニ相見ンコトコソ詮ナレト也

┌ 29
└ 才

696

657

654

653

649

648

646

645

643

639

637

636

622

603

592

591

ナミニ思ハ、ワカ恋メヤハ ナミくニ思ハ、ト也
 里人ノコトハ夏野ノ 多ノ人ト云心也
 イテ人ハコトノミソヨキ ムツカシキ心也
 ミチノクノ忍モチスリ 忍スリ玉手峯真カ
 女スリ初ルトナン
 ナヒク浅茅ノ色(清)コトニナル
 人ヲミントヤシカモセヌワカ下紐 而ノ字也
 春雨ノフルヒトナレハ袖ソヌレヌル 旧人也 〔29ウ
 恋シキコトニ物忘セテ
(清)
 駒ノ足オレマヘノタナハシ 高欄ナトノ有ヲ云也
作者
 閑院 女房也又男ヲ云所モアリ
 カタミコソ今ハアタナレ
 恋五第十五
右書
 ホイニハアラテ 本意也又露頭ノ心モ有
 忘草 クハン草用之
 マタル、コトノマタモヤマヌカ
 月夜ニハコヌヒトマタルカキクモリ雨モフラナンワヒ
 ツ、モネム此哥読ホトキテ篁メシカヘサル、也 〔30オ
(清)
 ヒサシクモ成ニケル哉スミノエノ
 水無瀬河アリテユク水ナクハコソ
 色見ヘテ (清) ウツロフ物ハ

797 793 778 775 774 765 747 746 740 739 734 731 730 725 724 711 704 699

作者
 ムネユキノアラン アラント書テモアツソント読也
 ナトカ泪ノイトナカルラン 最無ノ字也又イトマ
 ナキトモ云也
 ワタツウミノ我身コス波 泪也
 秋風ノフキウラカヘスクスノ葉ノ
(清)
 哀傷第十六
作者
 カンツケノミネヲ カンツケハ姓也峯雄名乗也 〔30ウ
右書
 フカクサノミカトノ御時ニ藏人頭 藏人ノトウトヨム
右書
 イマくト成ニケレハ ヨハくトシタル心也
 雑上第十七
 述子キツ 敬信ケイ
 イソノカミフルカララノ、 枯野也
(清)
 オホアラキ オトハカリヨム
(清)
 ヲシテルヤ キラメク義也ヌホムル心モアリ
左書
 ミタリノ翁トハ 猿丸太夫大伴黒主家持也
 皆異説也只三人ノ哥トハカリ可心得也
 ナトカ我身ヲセメキケン
(清)
 浪ノシハくモ シケキ也
右書
 法皇ニシ河ニオハシマシ 法王ハ宇多天皇西川ハ
 大井川也
 法皇御ランシニ——夕サリツカタ法王ハ寛平也

920 919 912 903 895 894 892 886 885 862 847 832 823 816 805 801

- 浪ノラスケテ風ソヒキケル(瀧)
 又キミタル人コソ有ラシ 濁ヲ用也スム時ハヌキン(瀧)
 テ、ミタル心也
作者 神夕ヒ法師 タヒハ退之山師也
 同 タチハナノナカモリ 橘ノ長モリ也
 雑下第十八 「31ウ
作者 モノ、ヘノヨシナ エトモヘトモヨム何レトモ不用
 ハシニ我身ハ成ヌヘラナリ ハシハ半也
 思ヒキヤヒナノ別ニ衰ヘテアマノナハタキイサリ
 セントハ ヒナハ日無ト書天子ノトヲキ心也アマノ
 ナハタキトハナハタクル義也
 ワクラハニ 邂逅也自ノ心モ有二一ニハ
 ワクラハ若葉ノ紅葉也(瀧)
 左近將監トケテ 解官也メシアケラル、義也
 カリニタニヤハ君カコサラン カリ初ノ義也用之
 ヤハムクラシテ門サセリテヘ トイヘ也 「32オ
 雲ノ上マテキコヘツカナン(瀧)
 短哥 第十九
 カクナハニ アフラ物ノヤウナル物也乱レテトイハン義也
 右 フルウタ上リシ時ノモクロクノソノウタ(瀧)

1002 1001 998 975 972 963 962 961 959 955 927 925 923 921

- チカキマモリノ身ナリシヲ 近衛府生也忠岑
 カ哥也
 タレカハ秋ノクルカタニ 宜秋門也衛門ノ守ル所也
 トノヘモル身ノミカキモリ オサノシクモオモホヘ
 スヲサノシクハ有ヘカラスノ心也承明門ヨリ
 宣陽門マテ中ノ重也其間九重也 「32ウ
 オヒスシナスノクスリモカ 小清也
 旋頭哥
 ウチワタスヲチカタ人ニ物申スワレ○ソノソコニ
 シロクサケルハナニノ花ソモ(瀧)
 君カサスー紅葉ハノ色○神無月
 誹諧哥
 イツシカトマタク 又来ト書用之クラ濁ル時ハ
 マタシキ也底ノ心ハマタク心也(瀧)
 花ノ姿ソミヘカクレスル
 ワレオホシトイフウレハシキコト 多ノ義也又
 オホシノ説アリ此時ハ僧都ニ弓ナト持スル
 僧都トモオホヘスト云心也
作者 平中興 ナカキトヨム
 同 クソ 下ヨリ上ヘイフ濁ルハ異説也(瀧)

1054 1048 1027 1018 1014 1010 1007 1003

一	ネキコトヲサノミキ、ケン社コソ 祈事也	1055
一	身ハステツ心ヲタニモハフヲサシ アウフレナト	1064
	云心也	
一	スキ物トノミ人ノイフラン 水駅ヲ読入タル也	1066
	第廿卷	
一	哥所 ウヲ略シテヨム説モ有大嘗会ノ 時用ル事也	
一	シハツ山	1073
一	承和ノ御 ^エ ヘノ哥 贊也	1082
一	元慶 ^{ウシキヤツ} アフミノヤ鏡ノ山 アフミノ、ノ、字 ハ助也	1084 1086
一	カヒカネヲサヤニモミシカ	1097
一	ネコシ山 ^{コシ} 吹風ヲ人ニモカモヤ	1098
一	イヌカミノトコノ山ナル——イサトコタヘテ	1108
	┌ 34 才	